

京都市告示第414号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成28年11月16日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

京の三条まちづくり協議会

2 代表者

森本 浩行

3 主たる事務所の所在地

京都市中京区三条通柳馬場東入中之町11

4 活動の対象区域

京都市中京区菱屋町及び梅忠町並びに弁慶石町、中之町及び栴屋町の各一部の区域

5 活動の目的

歴史ある美しい建物が並ぶ「三条通界わい景観整備地区」に指定されている区域において、この美しいまちなみを守り、さらにより良いまちなみの形成を目指す。また、暮らしの環境と商いの賑わいを共存させてきた知恵を繋ぎ、培われてきた文化の香りを大事にする「品格のあるまちづくり」に裏づけされた景観まちづくりを進める。

(都市計画局都市景観部景観政策課)